

エバーニュース

EVER NEWS

vol.12 平成27年3月15日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] 利息の過払いについて
- 無料相談会のご案内
- [連載] 利益相反取引について
- 料金のご案内／事務所のご案内



利息の過払いについて

第12回は「過払い」の問題について触れてみたいと思います。

負債の返済につき、月々の収入でのやり繰りが難しくなってきた場合には、早目に整理する必要があります。その場しのぎの追加借入ではただ借入額を増やすだけです。ただ、平成22年以前の借入の場合は（クレジットによる商品の購入は含みません）、貸金業者からの借入であれば、利息の過払いを検討する必要があります。負債の減額ないしは過払い利息の返還を求めることができるかもしれません。

広告で「過払い」という言葉をご覧になった方もいらっしゃると思います。「過払い」とは利息制限法を超えた利息の払い過ぎのことをいいます。利息制限法では利率の上限を元本が10万円未満は年20%、10万円以上100万円未満は18%、100万円以上は15%と定めており、それ以上の利息契約は無効としています。改正前の出資法（略称）は、貸金業者は29.2%を超える貸付を禁じていましたが（日賦貸金業者は除外されていましたが現在特例はありません。）、利息制限法を超えても出資法の範囲内に収まる部分はグレーゾーンとされていました。当時の利息制限法では制限超過利息を任意に支払った場合は返還できないとされ、貸金業法も任意に、かつ方式に従った弁済であれば制限超過利息を取得できるとされていました（「みなし弁済」）。実際には、任意に支払うというよりも督促されるままに支払っていたのが実態であるため、「任意」性や「方式」の不備が争われ、多くの判例が形成されました。商工ローンや消費者金融による多重債務の問題が社会問題となり、平成18年には利息制限法、出資法、貸金業法は改正され（平成22年6月18日施行）、出資法の上限も年20パーセントに下げられ（超過は刑事罰の対象）、貸金業法上も利息制限法超過利息の取得が禁止、みなし弁済の制度も廃止されました。多くの訴訟のため、貸金業者側にも会社更生や営業譲渡など様々な変化をもたらしました。現在は過払い請求も大分減りましたが、改正法施行前の超過利息はいまだに請求の余地があります。

債務整理や破産等の法的手続を行う際にも、「過払い」の有無のチェックは必ず必要で、通常は、貸金業者側に取引履歴の開示請求と、利息制限法による利息引き直しを求めながら進めていくことになります。

INFORMATION

無料相談会のご案内

平成27年3月20日(金)、3月30日(月)、4月7日(火)のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



事業者の方へ 利益相反取引について

今回は利益相反取引について述べたいと思います。

利益相反とは、字のごとく、利益が相反する、対立する関係にあることです。例えば、個人間でも本人と代理人、成年後見人と被後見人との間で利益が反する場合は考えられ、その場合には代理権なしとして扱われます。

株式会社や社団法人など、法人とその役員、社員との間にも利益相反関係を生じることがあります。その場合の基本的な考え方は、法人の承諾機関に予め報告のうえ承諾を受けないと、その取引の法的効果は無効ということです。さらに、法人に損害を与えれば、行為者はもちろん、場合によっては監督責任を負う者も賠償義務を負うことがあります。なお、取引の相手がいる場合、その者の保護のために取引を有効として扱うこともあります。

具体的に株式会社で考えてみましょう。会社法では、直接取引と間接取引について規定しています。直接取引とは、例えば取締役と会社が直接商品を売買したり、取締役の会社に対する債務免除をすることなどですが、会社の利益に反する取引が問題となります。また、間接取引とは、第三者のために会社と契約をしたり、会社が取締役である自分の債務の保証をさせるなど、直接取引以外の会社の利益に反する取引をいいます。判例では、会社が取締役に約束手形を振り出す行為は利益相反に該当しますが、取締役が会社に無利息、無担保で金銭を貸し付けたり、会社振出の約束手形に保証する目的での裏書はあたらないとしています。会社の不利益かどうかで実質的に判断しています。

利益相反の疑いがある場合には、取締役は、事前に取り引につき重要な事実を開示し、承認を得る必要があります。なお、承認機関は取締役会非設置会社の場合は株主総会、取締役会設置会社の場合は取締役会です。

取締役が複数の会社の取締役を兼任している場合は、各会社において利益相反の判断が必要です。また、利益相反取引により損害が発生した場合には、取締役会において承認した取締役も責任を負う場合がありますので議事録においては決議内容を明確にし、取引終了後は重要な事実を取締役会に報告しなければなりません。



料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）



●エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

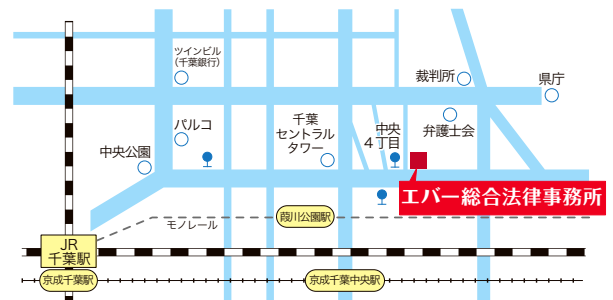
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。